

<報道発表資料>

令和 7 年 5 月 1 2 日

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

令和 7 年度京町家まちづくりファンド

改修助成事業の募集

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「当財団」という。）が運営する京町家まちづくりファンドでは、京都固有のくらし・空間・まちづくりの文化の継承と発展等のため、平成 1 8 年度からこれまでに 9 8 件の京町家の保全・再生・活用を支援しました。

この度、京町家の再生・改修を通じた、まちづくりや歴史的なまちなみ景観を修景する取組を募集します。



【背景と目的】

「京町家」は、京都の都市特性に適するよう様々な先人の知恵が蓄積された伝統的都市住宅で、今日でも「暮らし」と「なりわい」の器として継承されています。しかし、維持に多

大な費用がかかるなどの問題があり、京町家は年々減少しています。それは同時に、京町家に宿る「生活文化」も失われるということを意味しています。そこで、当ファンドでは「改修費用の助成」事業を通じて、所有者・居住者とともに、京町家をまちづくりの未来を育む「公共空間」として再生し、次の時代につないでいく取組を行っています。

【募集の概要】

- 募集の対象 ア 京町家の改修
まちづくり活動、祭事・歴史的行事、文化・福祉・教育などの活動拠点として、広く地域コミュニティに貢献する京町家を改修する工事
イ 通り景観の修景
主として京町家や伝統的な木造建築で構成される歴史的まちなみ景観を修景するために、複数棟で一体として取り組む工事
※ いずれも、伝統的な外観意匠に配慮して改修する工事であることなどを要件とします。
- 助成金額及び補助率 ア 京町家の改修
工事費の2／3かつ上限500万円（京町家の改修）
イ 通り景観の修景
工事費の3／4（共用部）または1／2（各戸の専有部）、総額上限1,000万円
- 募集期間 令和7年5月19日（月）～ 9月19日（金）
※ 令和7年9月12日（金）までに、当財団との事前協議を終了することが必要です。
- 選定方法等 京町家まちづくりファンド委員会（10月）において審査のうえ、改修助成事業を選定します。



京町家の改修



<募集要項について>

京町家まちづくりファンド専用ホームページからダウンロードをお願いいたします。また、当財団の窓口でも配布しています。

<お問合せ先>

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

窓口：〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1

「ひと・まち交流館 京都」地下1階

電話：075-354-8701

FAX：075-354-8704

メールアドレス：fund@kyoto-machisen.jp

京町家まちづくりファンド専用ホームページ：<https://kyoto-machisen.jp/fund/>



<京町家まちづくりファンドへの寄付の方法>

京町家まちづくりファンドでは、京都の文化の象徴である京町家を未来につなぐため、随時寄付を受け付けています。『まちづくり活動の拠点となる京町家』『複数棟で一体として取り組む歴史的通り景観』に対して、外観改修工事費用を助成します。寄付金は原資となり、京町家の改修助成費用に充当されます。皆さまの温かいご支援をお願いします。

※ 寄付金の一定割合（一口あたり100万円以上は10%、100万円未満は15%）は当ファンドの運営費に充当されます。

※ 当財団への寄付金として税法上の優遇措置が適用され、確定申告により所得税・法人税の控除が受けられます。

- 窓口 上記、お問い合わせ窓口にて、現金にて受付いたします。
- 寄付決済システム「congrant」 下記二次元コードのページから「congrantを通じてのご寄付」をお選びください。「カード」か「銀行振込」から決済方法をご選択いただけます。

<https://www.kyoto-machisen.jp/fund/donation/>



京町家まちづくりファンド ロゴ

